

県感染症予防計画に 基づく取組状況について

感染症予防計画の改定による感染対策の推進

新型コロナへの対応を踏まえ、新興感染症(*)の対応に係る体制を強化するため、感染症予防計画を改定（令和6年4月1日施行）

改定の概要	<ul style="list-style-type: none">①新たな感染症が発生・まん延した際の病床の確保等に係る<u>数値目標を設定</u>②数値目標を担保するため、医療機関等と平時からその機能や役割に応じた<u>協定を締結</u>③感染症対策連携協議会において<u>進捗確認等を実施</u>
主な体制整備 (目標設定項目)	新興感染症対応に係る (1) 医療提供体制、(2) 検査体制、(3) 宿泊療養体制、 (4) 保健所の体制の整備、(5) 人材の養成・資質の向上 など
計画期間	6年

(*)新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を基本とする



新興感染症に備えた体制整備をはじめとした感染症への対応力強化に向けて、改定計画に基づき、総合的な対策を推進していく

感染症予防計画に基づく今年度の県の取組

(1) 医療提供体制の確保

- 病院・診療所・薬局・訪問看護事業所と、新興感染症発生時に担う機能や役割に応じた協定の締結
- 協定締結医療機関に対する施設・設備整備の助成

(2) 検査体制の確保

- 民間検査機関等との協定の締結

(3) 宿泊療養体制の確保

- 民間宿泊事業者との協定の締結

(4) 有事に備えた人材育成等の体制整備

- 保健所における感染症対策等の研修・訓練の実施
- IHEAT要員への研修・訓練の実施
- 協定締結医療機関に対する研修・訓練の実施（委託等）

(1) 医療提供体制の確保

● 医療措置協定の締結状況

- 令和5年7月に、県内すべての医療機関等を対象に実施した、協定締結の意向調査の結果等を踏まえ、各医療機関等と個別協議を実施。
- 協議が整った医療機関等と協定を締結し、県HPで公表を開始した。
- 引き続き、新興感染症への医療の提供に協力を求め、個別の医療機関等と随時協議を行う。

	病院・診療所	薬局	訪問看護事業所	計
協定締結施設数 (令和6年12月1日時点)	1,544	2,116	327	3,987

県HP：感染症法に基づく医療措置協定について

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/keikaku/kenkoufukushi/shinkoukansensyou.html>)

● 医療措置協定の内容

医療措置の種類	区分	措置の内容
①病床確保	病院・診療所	新型インフルエンザ等感染症等を 入院 させ、必要な医療を提供する。
②発熱外来	病院・診療所	新型インフルエンザ等感染症等の 疑似症患者等の診療 を行う。
③自宅療養者等への医療の提供	病院・診療所	居宅又は高齢者施設等で療養する新型インフルエンザ等感染症等に対し医療（ 電話/オンライン診療又は往診等 ）を提供する。
	薬局	居宅又は高齢者施設等で療養する新型インフルエンザ等感染症等に対し医療（ オンライン服薬指導又は訪問しての服薬指導、薬剤の配送等 ）を提供する。
	訪問看護事業所	居宅又は高齢者施設等で療養する新型インフルエンザ等感染症等に対し医療（ 訪問看護等 ）を提供する。
④後方支援	病院・診療所	新型インフルエンザ等感染症等 以外の患者 又は 回復患者 （新型インフルエンザ等感染症等からの回復後に入院が必要な患者） に対し医療を提供 する。
⑤人材派遣	病院・診療所	新型インフルエンザ等感染症等に対応する 医療従事者 を確保し、医療機関その他の機関に 派遣 する。

● 数値目標と目標達成状況（令和6年12月1日時点）

項目(*1)		目標	確保数(*2)	目標の達成率
①病床確保	流行初期	640床	1,105床 【891床】	(173%)
	流行初期以降	1,400床	1,470床	(105%)
②発熱外来	流行初期	460機関	1,331機関 【586機関】	(289%)
	流行初期以降	1,500機関	1,425機関	(95%)
③自宅療養者等への医療の提供 (流行初期以降)	病院・診療所	960機関	880機関	(92%)
	薬局	1,620機関	2,116機関	(131%)
	訪問看護事業所	260機関	327機関	(126%)
④後方支援（流行初期以降）		130機関	141機関	(108%)
⑤医療人材の確保数 (流行初期以降)	医師	50人	100人	(200%)
	看護師	100人	130人	(130%)
個人防護具の備蓄 (協定締結医療機関（病・診・訪看）のうち、当該施設の使用量2か月分以上に当たる個人防護具の備蓄を行う機関の割合)		8割以上	7.8割	(98%)

(*1) 医療措置協定における流行初期とは、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3カ月程度を、流行初期以降とは、その後3ヶ月程度の期間を指す。

(*2) 【】内は流行初期医療確保措置の対象となる病床数・医療機関数

- ・ 病床等多くの項目で、目標値を上回る体制を確保した。
- ・ 目標値を下回っている項目については、引き続き確保に努めていく。

<参考> 協定締結医療機関の体制整備に向けた支援

● 新興感染症対応体制確保・強化事業（R6年度補助金）

- ▶ 新興感染症の発生・まん延時に、協定に基づく対応（病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供）を適切に実施できるように、協定締結医療機関が行う施設・設備整備への助成を行う。

区分	メニュー	補助率
施設整備	病室の感染対策に係る整備（個室整備等）	2/3
	病棟等の感染対策に係る整備（多床室の個室化・ゾーニング等）、個人防護具保管施設の整備	10/10
設備整備	簡易陰圧装置、PCR検査装置、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機	10/10

- ・施設整備 19機関及び設備整備 139機関の交付決定を行った。

(2) 検査体制の確保

● 検査措置協定の締結状況

- ・新興感染症発生時に、迅速に検査体制を確保するため、民間検査機関等と個別に協議を実施。
- ・協議が整った民間検査機関8社と令和6年8月に協定を締結し、県HPで公表を開始した。
- ・なお、医療機関については、医療措置協定に検査措置協定を兼ねて締結している（令和6年12月末時点:357機関）。

県と協定を締結した民間検査機関	住所（都道府県）
株式会社ビー・エム・エル	東京都
株式会社LSIメディエンス	東京都
株式会社保健科学研究所	神奈川県
株式会社江東微生物研究所千葉支所	千葉県
株式会社昭和メディカルサイエンス	東京都
株式会社マイクロスカイラボ	東京都
株式会社サンリツ	千葉県
株式会社町田予防衛生研究所	東京都

県HP：感染症法に基づく検査等措置協定について
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/keikaku/kenkoufukushi/kensakyotei.html>)

● 数値目標と目標達成状況（令和6年12月1日時点）

（単位：件/日）

対応時期(*)	目標	検査実施能力	(内訳)		
			衛生研究所等	民間検査機関	医療機関
流行初期	5,000	9,309	1,200	3,130	4,979
流行初期以降	14,000	15,957	1,200	8,600	6,157

対応時期(*)	目標	衛生研究所等の検査機器の数
流行初期/流行初期以降	23台	23台

(*)検査等措置協定における流行初期とは、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたから1カ月程度を、流行初期以降とは、その後5ヶ月程度の期間を指す。

・ 流行初期・流行初期以降ともに、目標値を上回る体制を確保した。

(3) 宿泊療養体制の確保

● 宿泊施設確保措置協定の締結状況

- ・新興感染症発生時に、患者の隔離等のための宿泊施設を迅速に確保するため、新型コロナで実績のあるホテルや、国から候補として示された事業者と個別に協議を実施。
- ・協議が整った宿泊施設15施設と令和6年8月に協定を締結し、同意が得られた施設について県HPで公表を開始した。

県と協定を締結した宿泊施設 (※HP掲載に同意のあった施設)	住所 (市町村)
東横INN 千葉幕張	千葉市
東横INN 千葉みなと駅前	千葉市
東横INN 柏駅東口	柏市
アパホテル〈千葉駅前〉	千葉市
アパホテル〈千葉中央駅前〉	千葉市
アパホテル〈西船橋駅前〉	船橋市
アパホテル〈京成成田駅前〉	成田市
クインテッサホテル千葉船橋	船橋市

県と協定を締結した宿泊施設 (※HP掲載に同意のあった施設)	住所 (市町村)
ザエディスターホテル成田	成田市
成田ゲートウェイホテル	成田市
HOTELユーラシア舞浜ANNEX	浦安市
グランパークホテルパネックス 千葉	千葉市
グランパークホテルパネックス 君津	君津市
船橋シティホテル	船橋市

県HP：感染症法に基づく検査等措置協定について

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/keikaku/kenkoufukushi/kensakyotei.html>)

● 数値目標と目標達成状況（令和6年12月1日時点）

（単位：室）

対応時期(*)	目標	確保居室数
流行初期	730	3,034
流行初期以降	2,290	3,197

(*)検査等措置協定における流行初期とは、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから1カ月程度を、流行初期以降とは、その後5ヶ月程度の期間を指す。

- ・ 流行初期・流行初期以降ともに、目標値を上回る体制を確保した。

(4) 有事に備えた人材育成等の体制整備

● 保健所体制の整備

- 各保健所において、感染症指定医療機関等と連携して感染症の発生等を想定した訓練や、防護具の着脱訓練等を実施。
- 計画において、流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する保健所の人員を確保することとしており、感染症発生時において速やかに体制を切り替えることができるよう、応援職員を対象とした研修会の開催準備を進めている。
- 感染症など健康危機発生時に保健所業務を支援する『IHEAT要員』の確保・育成を目的に、研修会を実施（オンライン研修、保健所での合同訓練等）。

● 保健所体制に係る数値目標と目標達成状況（令和6年12月1日時点）

項目	目標（確保数）
流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	1,342人

項目	目標	結果
保健所において感染症有事体制の構成人員全員を対象とした研修・訓練の実施	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県13保健所のうち12保健所で実施（残る1保健所はR6.12.17実施） ・ 県応援職員の研修については、年度内の実施に向け、体制を調整中 ・ 保健所設置市については、各市の資料参照

項目	目標	確保数
即応可能なIHEAT要員の確保数（過去1年以内のIHEAT研修受講者数） ※次回からは年度単位で集計予定	120人	40人

項目	目標	結果
主に感染症対策を行う部署に従事する県等職員を対象とした研修・訓練の実施	年1回以上	県及び保健所設置市において実施

・ 新たな感染症の発生に備え、保健所の有事体制を想定し準備しておくとともに、研修・訓練を継続して実施していく。

● 協定締結医療機関を対象とした研修・訓練

- 新興感染症が発生した際に、速やかに医療提供体制を構築できるよう、協定締結医療機関を対象に感染症対策の研修・訓練を実施する。

種別	研修・訓練実施
医療機関	県医師会への委託により、集合研修の実施及び研修動画の配信を予定。
訪問看護事業所	県看護協会へ委託により、集合研修の実施及び研修動画の配信を予定。
薬局	県薬剤師会において、公益社団法人日本薬剤師会作成の「感染症対策に関する研修プログラム」を同会HPで受講できるよう整備。

● 協定締結医療機関を対象とした研修・訓練に係る数値目標

項目	目標
協定締結医療機関（人材派遣）において年1回以上研修・訓練の実施又は参加した割合	10割

※各協定締結医療機関には、研修・訓練の実施状況を含めた協定の運営状況報告を求めており、後日集計予定。

- ・ 関係団体の協力のもと、協定締結医療機関等に対する感染症対策の研修・訓練を実施するとともに、協定締結医療機関に対しては、新たな感染症の発生に備え、定期的な研修・訓練の実施又は参加を求めていく。